

表示金額は特に断りがない限り税込みです。
消費税契約上請求金額と異なる場合があります。

— 故障安心パックプラス B 利用規約 —

第 1 章 総則

第 1 条（利用規約の適用）

ソフトバンク株式会社（以下「当社」といいます。）は、この故障安心パックプラス B 利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、これにより故障安心パックプラス B（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

第 2 条（用語の定義）

用語	用語の意味
本契約	本規約に基づいてお客さまと当社との間で締結される本サービスの提供を受けるための契約
お客さま	当社が指定する販売店舗で対象製品を購入し、本規約にもとづき本サービスの申込みをする者
契約者	当社との間で本契約を締結した者
故障等	故障、盗難、紛失、水濡れ・全損等の総称
対象製品	当社が指定する本サービスの対象となる製品
修理規定	当社が別途定める修理に関する規定
交換製品	未使用又は短期間使用された製品、又は故障修理・外装交換などのリフレッシュを行い新品同様の状態に初期化した製品（外装に小傷がある場合もあります）
別紙	本規約の別紙「特典内容と提供条件」

第 2 章 本サービスの提供

第 3 条（本サービスの概要）

- 当社は、本規約に基づき、契約者が当社所定の手続きを行った場合、別紙に定める各特典を提供します。
- 当社所定の手続きは、当社ホームページに掲載します。

第 4 条（特典の適用）

- 本会員は、提供対象無線装置を当社が指定するサービス取扱所に提示のうえ、所定の書類等に署名および捺印することにより、本サービスの利用ならびに特典の提供等を受けることができます。ただし、盗難・紛失等の事由により提供対象無線装置の提示が困難な場合は、この限りではありません。
- 提供対象無線装置の機種またはご契約中の料金プランによっては、一部のサービスが利用できない場合があります。

第 3 章 契約

第 5 条（本サービスの提供対象）

本サービスは、申込時にお客さまが指定した対象製品に対して提供され、付属品には提供されないものとします。なお、初期不良等によって対象製品が交換された場合は、交換後の製品に対して提供するものとします。

表示金額は特に断りがない限り税込みです。
消費税契約上請求金額と異なる場合があります。

第6条（本サービス申込の方法）

お客さまは、対象製品の購入と同時の場合に限り、当社所定の手続きにより、本サービスを申込みことができるものとします。

第7条（申込の承諾）

当社は、お客さまから本サービスへの申込みがあった場合、以下のいずれかに該当する場合を除き、その申込みを承諾します。

- (1) 本規約により本サービスの提供ができない場合
- (2) お申込みを承諾する事が技術的に困難な場合
- (3) 申込者が当社に対する債務の履行を怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断した場合

第8条（契約者による本契約の終了）

契約者は、本契約の解除をしようとするときは、当社所定の手続きにより届け出るものとします。

第9条（本契約の終了条件）

本契約は、契約者が次のいずれかに該当した場合、それぞれに定める時期に本契約は終了するものとします。

- (1) 契約者が解除した場合
- (2) 契約者が、当社が提供するキャンペーン（下取りプログラム、新トクするサポートを含むがこれらに限りません）に申込み、対象製品が当社に引渡された場合、対象のキャンペーンの適用時

第10条（その他当社による契約の解除）

当社は、法令で定める場合のほか、契約者が次のいずれかに該当した場合、契約者に対しなんらの催告等を要せず本契約を解除できるものとします。

- (1) 入会時に虚偽の申告をした場合
- (2) 本規約の規定に違反した場合
- (3) 月額使用料の支払い等の当社に対する債務の履行を怠った場合
- (4) 特典の利用状況等が適当でないと判断された場合
- (5) 住所変更の届けを怠る等、契約者の責めに帰すべき事由により当社から契約者への連絡等が客観的に不能と当社が判断した場合
- (6) その他当社が不適格と認めた場合

第11条（本サービス適用期間）

本サービスの適用期間は、第7条により申込みを当社が承諾した日から、第8条により契約者が本契約を解除する日、第9条により本契約が終了する日、又は第10条により当社が本契約を解除した日までとします。

第12条（本契約上の地位の譲渡）

契約者が、当社所定の手続きと条件により本契約の地位の譲渡を行う場合、本契約上の契約者の地位は譲受人に譲渡されるものとし、この場合、譲渡人の特典の適用実績もまた、譲受人にそのまま引き継がれるものとします。ただし、本サービスに登録された対象製品の譲受人から本契約の譲渡に同意しない旨の申し出があった場合は、対象製品の譲渡承認の日をもって本契約は終了するものとします。これらは契約者の相続等の場合の承継においても同様とします。

第13条（月額使用料）

本サービスの月額使用料は、月額 759 円とします。

当社は、当社が別途定める条件を満たす契約者に対して、月額使用料を一定期間無料とする場合があります。

第14条（月額使用料の支払い）

1 当社は本サービスの月額使用料を、契約者が指定した支払先に請求します。

表示金額は特に断りがない限り税込みです。
消費税契約上請求金額と異なる場合があります。

契約者は、月額使用料を当社が指定する期日までに支払うものとします。

当社は、契約者が支払った月額使用料の返金はしないものとします。

第15条（月額使用料の日割り計算）

月額使用料は、請求月に従って計算するものとし、請求月の途中で本契約の締結又は解除があった場合は、次のとおり計算を行います。なお、計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

- (1) 契約締結日を含む請求月の請求は、契約締結日から当該請求月締め日までの日数に従い、日割り計算を行います。
- (2) 契約解除日を含む請求月の請求は、当該請求月の起算日から解除日までの日数に従い、日割り計算を行います。
- (3) 前各項にかかわらず、当該請求期間に締結日及び解除日が含まれる場合は、締結日から解除日までの日数に従い、日割り計算を行います。

第16条（消費税の計算）

契約者が支払う金額は、本規約の各条に規定する額（消費税法に基づき課税される消費税の額が加算された総額をいいます。）とします。

ただし、消費税計算上、本規約において規定する金額と請求金額は異なる場合があります。

第17条（延滞利息）

契約者は、本サービスの月額使用料その他の債務（延滞利息を除きます。）について、その支払期日を経過してもなお、支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払うものとします。

第18条（特典の提供義務の免責）

当社は、次の場合には特典の提供義務を免れるものとします。

- (1) 契約者の故意又は重過失によって生じた故障等の場合
- (2) 契約者が住所変更の届けを怠る等、契約者の責めに帰すべき事由により特典の提供が困難な場合
- (3) 戦争・動乱・暴動等によって生じた故障等の場合
- (4) 詐欺・横領等の犯罪によって生じた故障等の場合
- (5) 公共の機関による差押え、没収等によって生じた故障等の場合
- (6) 地震・噴火・火砕流・津波・疫病等の天災によって生じた故障等の場合
- (7) 故障等の原因について虚偽の申告がなされたと明らかとなった場合
- (8) 契約者が月額使用料その他の債務の支払いを怠る場合
- (9) 上記の(1)～(8)に定めるいずれかの事由の発生又は設備等のメンテナンスが必要な場合により、当社において特典の提供が困難な場合

第19条（DM、宣伝物等の発送）

契約者は、当社が、契約者に係る情報を本サービスの提供に必要な範囲で利用する場合があることをあらかじめ承諾するものとします。

第20条（サービスの中止・変更・廃止）

当社は、当社の都合（修理業者による対象製品の修理対応が終了した場合を含みます。）により、本サービスの全部又は一部を変更、中止、又は廃止（以下「変更等」といいます。）することができるものとします。この場合、変更等が軽微なときを除き、当社はあらかじめ、メールによる契約者への通知、当社ホームページへの掲示、その他当社が適当と認める方法により告知を行うものとします。

第21条（免責）

当社による本サービスの提供の中止、変更、廃止等、契約者が本サービスを利用したこと、又は利用できなかったことにより契約者に生じた損害について、当社に軽過失がある場合、契約者が過去1年間に当社に支払った利用料金を賠償額の上限とし、かつ付随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害及び逸失利益にかかる損害については、賠償する責任を負わないものとします。

表示金額は特に断りがない限り税込みです。
消費税契約上請求金額と異なる場合があります。

- ！ 契約者が消費者（消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 2 条第 1 項の定義によるものとします。）の場合、当社に故意又は重過失があるときは、前項を適用しないものとします。

表示金額は特に断りがない限り税込みです。
消費税契約上請求金額と異なる場合があります。

— 特典の内容および適用条件 —

①故障保証サービス（内容：故障等の場合の修理代金の割引等）

- (1) 提供対象無線装置は当社が指定するサービス取扱所にお持ち込みになるか、または当社指定の方法にて送付いただきます。
- (2) 提供対象無線装置に添付されている保証書の保証規定に定める無償修理の条件を満たした場合は無償修理となります。
- (3) 無償修理以外の修理は当社が修理代金を補填いたします。ただし、水濡れが原因で発生した提供対象無線装置の故障等については、故障保証サービスの対象外となり、別途水濡れ・全損保証サービスが適用されます。
- (4) 本会員の故意もしくは重過失による故障等の場合または当該提供対象無線装置が不当に修理・改造された形跡があると当社が認めた場合には故障保証サービスは適用されません。
- (5) 故障保証サービスは、当社が指定するサービス取扱所においてのみご利用いただけます。
- (6) 故障保証サービスの対象は提供対象無線装置の基板および筐体(アンテナを除く)のみです。
- (7) 提供対象無線装置の故障等が、破損保証サービスの対象であると当社が判断する場合には、当該提供対象無線装置について故障保証サービスは適用されず、破損保証サービスのみの適用となります。
- (8) 故障保証サービスによる修理代金の割引は、提供対象無線装置に添付されている保証書の保証規定に定められている有料修理対応可能期間内での適用となります。
- (9) 提供対象無線装置の修理対応可能期間が既に終了済みの場合には、当社が別途定める価格にて機種変更をご利用いただけます。在庫状況により、同一機種を選択できない場合、また、ご契約中の料金プランおよびオプションサービスの変更を伴う場合があります。

②盗難・紛失保証サービス（内容：トラブル時（盗難・紛失等）のお買い換え移動無線装置の購入価格の一部割引）

- (1) 当社が指定する移動無線装置に機種変更していただきます。※在庫状況により同一機種を選択できない場合があります。
- (2) サービス取扱所が提示する盗難・紛失保証サービス価格で機種変更することができます。
- (3) 新移動無線装置はその代金のお支払いと引換えにお渡しします。
- (4) 「水濡れ・全損保証サービス」または「盗難・紛失保証サービス」を適用した日から起算して6ヵ月を経過する日までの期間は、「盗難・紛失保証サービス」の適用を受けることはできません。
- (5) 盗難・紛失保証サービスをご利用になる場合は、警察署への届出を証明する書類、若しくは当該事由を証明するその他の書類（以下総称して「証明書類」といいます）を提出していただきます。証明書類をご提出いただけない場合、盗難・全損保証サービスの適用を受けることはできません。
- (6) 「盗難・紛失保証サービス」または「水濡れ・全損保証サービス」に基づき移動無線装置の交換を行った場合、旧移動無線装置（サービス取扱所にて回収したものも含みます）を用いた通信サービスの利用を制限させていただきます。
- (7) 「盗難・紛失保証サービス」を利用する場合、ご契約中の料金プランおよびオプションサービスの変更を伴う場合があります。

③電池パック無料提供サービス

- (1) 当社は、本会員が以下の条件のいずれにも該当し、且つ当社所定の手続きによりお申込みをいただいた場合には、当該提供対象無線装置の電池パックを1機種あたり1個無料提供いたします。ただし、無料で提供する電池パックは、当社が指定する機種に限るものとし、お申込みいただいた電池パックをご提供できない場合がございます。なお、電池パック無料サービスの適用は、当社の販売履歴が最新の移動無線装置本体のみに限らせて頂きます。
 - ① 同一機種の提供対象無線装置を1年以上ご利用の場合
 - ② 本会に1年以上継続加入の場合
- (2) 提供対象無線装置のうち電池パックが付属品として提供されない機種をご契約の本会員は、電池パック無料サービスの適用対象外とさせていただきます。
- (3) 電池パック無料提供サービスの申込期間は、上記条件のいずれにも該当することとなった日から1年間といたします。当該申込期間を経過してからのお申込の場合は、電池パックをお渡しできない場合がございます。
- (4) 電池パックはお申込み受付後、本会員が当社に申告している請求書送付先住所に送付いたします。
- (5) 提供対象無線装置の種類によっては電池パックの在庫状況により、お届けが遅れる場合がございます。
- (6) 販売開始日から起算して3年を経過する提供対象無線装置は、電池パックの当社在庫がなくなり次第、当該サービスの対象外とさせていただきます。

表示金額は特に断りがない限り税込みです。
消費税契約上請求金額と異なる場合があります。

だきます。

④内蔵型バッテリー交換修理割引サービス

- (1) 当社は、本会員が以下の条件のいずれにも該当する場合は、当該提供対象無線装置の電池交換修理価格から当社が指定する代金を割引します。
 - ①同一機種を提供対象無線装置を1年以上ご利用の場合
 - ②本会に1年以上継続加入の場合
 - ③提供対象無線装置が電池パックを付属品として提供されない機種で、かつ内蔵電池にて動作する機種の場合
- (2) 電池交換割引サービスによる代金の割引は、提供対象無線装置に添付されている保証書の保証規定に定められている有料修理対応可能期間内での適用となります。

⑤破損保証サービス(内容:外装破損の場合の外装交換(リニューアル)代金の一部割引)

- (1) 提供対象無線装置は当社が指定するサービス取扱所にお持ち込みになるか、または当社指定の方法にて送付いただきます。
- (2) 当社が定める移動無線装置毎の破損修理(リニューアル)代金を、90%補填いたします。
- (3) 本会員の故意による破損等の場合または当該提供対象無線装置が不当に修理・改造された形跡があると当社が認めた場合には、破損保証サービスは適用されません。
- (4) 破損保証サービスは、当社が指定するサービス取扱所においてのみご利用いただけます。
- (5) 破損保証サービスの対象は提供対象無線装置の筐体(アンテナを除く)のみです。
- (6) 破損保証サービスによる修理代金の割引は、提供対象無線装置に添付されている保証書の保証規定に定められている有料修理対応可能期間内での適用となります。
- (7) 提供対象無線装置の修理対応可能期間が既に終了済みの場合には、当社が別途定める価格にて機種変更をご利用いただけます。在庫状況により、同一機種を選択できない場合、また、ご契約中の料金プランおよびオプションサービスの変更を伴う場合があります。

⑥水濡れ・全損保証サービス(内容:水濡れ・全損修理代金もしくは、お買い替え代金の一部割引)

- (1) 提供対象無線装置は当社が指定するサービス取引所にお持ち込みいただきます。
- (2) お持ちいただいた提供対象無線装置を当社が点検し、「水濡れ・全損」と判定した場合は、本会員は当社指定の水濡れ・全損保証サービス価格での修理、または当社が指定する移動無線装置の当社指定の価格での購入のいずれかを選択することができます。※判定には、日数を要する場合があります。※修理用品の在庫状況等により、機種によっては「水濡れまたは全損による修理」または「修理受付」を中断もしくは終了させていただく場合があります。※購入の場合、在庫状況により同一機種を選択できない場合があります。
- (3) 「水濡れ・全損保証サービス」または「盗難・紛失保証サービス」を適用した日から起算して6ヵ月を経過する日までの期間は、「水濡れ・全損保証サービス」の適用を受けることはできません。
- (4) 本サービスをご利用になる場合は、水濡れ・全損した提供対象無線装置は、修理受付時もしくは新移動機無線装置と引き換え時にサービス取引所にて回収させていただきます。
- (5) 本会員の故意、重過失による故障等の場合、または当該提供対象無線装置が不当に修理・改造された形跡があると当社が認めた場合には、本サービスは適用されません。
- (6) 本サービス適用の前提となる「水濡れ・全損」の判定は当社が行うものとします。なお、水濡れ・全損保証サービスの対象外と当社が判断した場合は、お預かりした移動無線装置を未修理状態のまま返却する場合があります。
- (7) 水濡れまたは全損による修理の対象部分には、外装を含まないものとします。したがって、水濡れまたは全損による修理の際に外装(それに付随する回路等も含む)の修理が必要な場合は、その費用は別途有料となります(ただし、破損保証サービスが同時に適用されます)。
- (8) 水濡れ・全損保証サービス価格での修理は、提供対象無線装置に添付されている保証書の保証規定に定められている有料修理対応可能期間内での適用となります。
- (9) 「盗難・紛失保証サービス」または「水濡れ・全損保証サービス」に基づき移動無線装置の交換を行った場合、旧移動無線装置(サービス取扱所にて回収した物も含みます)を用いたワイモバイル通信サービスの利用を制限させていただきます。
- (10) 当社が指定する移動無線装置の当社指定の価格での購入を選択する場合、ご契約中の料金プランおよびオプションサービスの変更を伴う場合があります。

⑦データ復旧支援サービス

表示金額は特に断りがない限り税込みです。
消費税契約上請求金額と異なる場合があります。

- (1) 当社は、本会員の提供対象無線装置が水没・水濡れ・破損などが原因で当該提供対象無線装置に保存しているデータ（写真、動画、音楽データなど当社が定めるデータとします）が消失、破損などした場合、当該データの復旧を支援するサービスを提供いたします。
- (2) データ復旧支援サービスの利用にあたっては、当社所定の方法によって申請していただきます。
- (3) データ復旧支援サービスは、1 契約者回線ごとに、本会入会日から 1 年後までの間（翌年以降も同じ）に 1 回に限り無償とします。
- (4) データ復旧支援サービスをご利用の際に発生する送料については、それぞれ送付する側の負担とします。
- (5) データ復旧支援サービスは、データの復旧を保証するものではありません。データは、修復箇所の状態により復旧できない場合があることをあらかじめご了承ください。
- (6) 以下の場合は、データ復旧支援サービスを受けることができません。
 - ・本会員がデータを誤削除した場合
 - ・提供対象無線装置の OS またはアプリケーションの不具合を原因としてデータが消失した場合
 - ・当該提供対象無線装置を初期化した場合
 - ・提供対象無線装置に挿入した Micro SD などの記録媒体に記録されたデータが消去した場合
 - ・その他当社が指定する重度障害によるデータ消失
- (7) 著作権にかかわるデータ（音楽データ等）については、データ復旧支援サービスのお申込みをもってデータに関して本会員が正当な権利を有していることを保証したものとします。
- (8) データ復旧支援サービスに伴う作業の際には、本会員の承諾を得たうえで提供対象無線装置を解体する場合がありますが、その場合メーカーによる保証を受けられなくなることがあります。
- (9) 不具合原因の調査・解析、提供対象無線装置の修理および原状回復は行いません（原状回復とは、データ復旧支援サービスの利用前の状態に戻すことをいいます）。
- (10) 本会員が第三者に提供対象無線装置を譲渡した場合、当該第三者が本会員ではないときはデータ復旧支援サービスを受けることはできません。
- (11) データ復旧支援サービスの利用のお申込みにあたっては、提供対象無線装置、所定の申込書の 2 点が必要となります。
- (12) 復旧したデータは、原則として USB メモリーで提供いたします。ただし、復旧データが 1.0TB を超えた場合は外付けハードディスク等（ただし、有償）でのご提供となります。
- (13) 本会員から送付された提供対象無線装置は、原則返却いたしません。

⑧故障交換サービス（内容：故障等の場合に指定代金のお支払いで移動無線装置と交換）

- (1) 故障交換サービス（以下、「本特典」といいます）は、当社が指定する交換代金を支払うことで、以下に定義する「故障」をした提供対象無線装置（以下、「故障機」といいます）を当社が指定する移動無線装置（以下、「交換機」といいます）に交換するものです。
- (2) 上記の「故障」とは、故障機の状態が、以下に該当する状態と定義します。
 - ・自然故障（取扱説明書、添付ラベル等の注意書にしたがった正常なご使用状態のもとで、発生した故障）
または故意若しくは重大な過失ではない全損若しくは一部の破損（火災による焼失、その他偶発の事故、水濡れにより発生した全損または一部の破損）
 - ・取扱説明書に記載された機能や動作が正常に働かない状態であること。
 - ・当社指定の診断ツールに従っても改善しない状態であること。
- (3) (2) にかかわらず、以下に該当する場合は本特典に申込できません。
 - ・第 11 条に定める本サービス適用期間外に発生した故障であるとき。
 - ・故障の原因が、故障機の消耗（内蔵型バッテリーの劣化は除く）、変質、変色等による損害であるとき。
 - ・故障の原因が、傷、汚れ、塗装の剥離等の外見上の損害で、故障機の機能に影響が生じていないものであるとき。
 - ・故障の原因が、故障機の誤使用により生じたものであるとき。
 - ・故障の原因が、コンピューターウイルスによる障害に起因するものであるとき。
 - ・故障の原因が、地震、噴火、津波、河川の氾濫および流出による洪水により発生したものであるとき。
 - ・故障の原因が、戦争、暴動またはテロにより発生したものであるとき。
 - ・故障の原因が、差押え等の国または地方公共団体による公権力の行使により発生したものであるとき。

表示金額は特に断りがない限り税込みです。
消費税契約上請求金額と異なる場合があります。

- ・故障の原因が、核燃料物質、放射能汚染により発生したものであるとき。
- ・故障が、契約者若しくは契約者より正当な権限を与えられた故障機の使用者の故意または重大な過失により発生したものであるとき。
- ・故障機が加工、改造、解析（ソフトウェアの改造、解析（ルート化等を含む）、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルを含む）されたもの、または当社が指定する正規の修理拠点以外で修理されたものであるとき。
- ・本特典申込時に故障機の国際移動体装置識別番号（端末識別番号：IMEI）を当社が判別できない状態であるとき。

(4) 本特典は、以下 2 つの特典の総称です。

	お申込み方法	交換機/故障機 受渡し方法	交換代金 お支払い方法
故障交換サービス (店頭)	当社指定のサービス取引所にてお申込み	当社指定のサービス取引所にて受渡し	交換機/故障機受渡し時に当社指定のサービス取引所へお支払い
故障交換サービス (配送)	My Y!mobile および当社指定のサービス取引所にてお申込み	配送にて受渡し	各月における契約回線に係る通信サービス契約に基づく電気通信サービス料金等と合わせて当社へお支払い

(5) 本特典はサービス契約者本人または当社が定める条件に限り利用できます。なお、本特典申込時においてサービス契約（MNP、ソフトバンク・LINEMO からの番号移行、4G-S プランからの契約変更による場合を除きます。）の本サービス加入日課金開始日の属する月から 4 ヶ月目の末日が未経過 のときは、故障交換サービス（配送）は利用できません。

(6) 本特典の対象機種、交換代金は、当社ウェブサイト等にてご確認ください。

(7) 原則、同一機種（シリーズ・容量・カラー）の交換機とします。在庫不足などにより同一機種への交換が困難な場合は、別途当社が指定する機種といたします。その場合、ご契約中の料金プランおよびオプションサービスの変更または解除を伴う場合があります、これにより契約変更事務手数料や解約金等の発生、または契約期間の変更となる場合があります。

(8) 交換機は、未使用または短期間使用された携帯電話機、ならびに故障修理・外装交換などのリフレッシュを行い新品同様の状態に初期化した電話機です。付属品その他の製品は含まれないものとします。

(9) 交換機は、外装に小傷が付いている場合があります。

(10) サービス契約に基づく利用料金などの支払い債務に滞納がある場合、本特典をご利用いただけません。

(11) 故障機を当社にお渡す際に、故障機内に記録された一切のデータ（提供対象無線装置の出荷時点で記録されていたもの等、契約者において消去できないデータを除きます。）を事前に全て消去してください。故障機にデータが保存されていた場合であっても、当該データに起因する損害について当社は一切の責任を負いません。また、故障機内に記録されていたデータの交換機への移行および交換機であんしんフィルターをご利用中の場合の交換機での再初期設定は、契約者自身の責任で実施するものとします。

(12) 本特典における故障機の所有権は、故障交換サービス（店頭）の場合は申込み時点、故障交換サービス（配送）の場合は本会員が交換機を受け取られた時点で当社に移転したものとします。以降、故障機は返却いたしません。

(13) 故障機に付属品等が添付されていた場合、本特典を適用した時点で所有権その他一切の権利を放棄されたものとみなします。当該付属品等を当社が適当と判断する方法により廃棄、処分等することができるものとし、本会員はこれにより異議を唱えないものとします。

(14) 故障機の割賦代金が残っている場合は、引き続きお支払い頂きます。

(15) 故障交換サービス（配送）において交換機が Android 端末の場合、交換機の無償修理期間は故障機の無償保証期間の残期間を引き継ぎます（故障交換サービス（店頭）のご利用時よりも、交換機の無償修理期間は短くなりますのでご注意ください。）。その他の場合（故障交換サービス（配送）において交換機が iPhone 端末の場合、および故障交換サービス（店頭）の場合）は引き継ぎません。

	iPhone	Android
故障交換サービス（店頭）	交換機のアクティベート日から 1 年	店頭での交換日から 1 年
故障交換サービス（配送）		当初の端末（故障機）の購入日から 1 年

(16) 交換機の利用期間は、故障機の利用期間を引き継ぎます。

(17) 本特典は、メンテナンス等のため受付業務を一時中止する場合があります。

(18) 充電器などの付属品、USIM カードの故障は対象外です。

(19) USIM カードを紛失または破損し、再発行が必要な場合は、別途当社が定める USIM 再発行手数料をお支払い頂きます

(20) 本特典ご利用により、「Apple Care+」を含む Apple 社が提供する修理サービスがご利用になれない場合があります。

表示金額は特に断りがない限り税込みです。
消費税契約上請求金額と異なる場合があります。

- (21) 盗難・紛失の場合は本特典をご利用いただけません。
- (22) 交換機お受け取り後の契約者都合によるキャンセル・返金は一切応じられません
- (23) 故障機はリフレッシュ（工場出荷状態に戻す）などした上で、本特典の交換機として利用する場合があります。
- (24) 本特典をご利用後、機種変更の有無にかかわらず、6ヶ月間は再度本特典をご利用頂くことはできません。
- (25) 法人回線で契約の本会員は、契約内容により故障交換サービス（店頭）を受付できない場合があります。故障交換サービス（配送）は法人回線で契約の本会員はご利用いただけません。
- (26) 以下は、故障交換サービス（配送）のご注意点です。
 - ・ 故障機で SIM ロックの解除を行っていた場合、交換機で再度解除お手続きが必要です。
 - ・ 故障機（iPhone）をご返送頂く際には、必ずアクティベーションロック（iPhone を探す）を解除してください。
 - ・ 離島など一部地域への配送や配送状況、天候不良などで配送が遅延する場合があります。
 - ・ 交換機に初期不良がある場合には、受領後 14 日以内に当社お問合せ窓口へ申し出ください。当該交換機を当社に返送いただいたのち、代替品お届け手続きについてご案内いたします。
 - ・ 交換代金および USIM 再発行手数料のお支払いは、原則交換機をお届けした月の電気通信サービス料金等と合わせてご請求いたします。なお、配送業者からの配送完了連絡を当社が受領したタイミングによっては、ご請求月が前後する場合がございます。
 - ・ 交換機に USIM が同梱されている場合は、同梱冊子の手順に従い 6 日以内に USIM 切替手続きを行ってください。お手続きいただけない場合は当社にて切替手続きを実施いたします。
 - ・ 故障機は、交換機と共に届く故障機返送用封筒を使用し、受領後 14 日以内に必ずご返送をお願いいたします。故障機をご返送いただけない場合には、ご利用機種に応じた違約金をお支払い頂きます。違約金は当社ウェブサイト等にてご確認ください。
 - ・ 故障機のご返送が確認できるまでは、機種変更、MNP 等、当社の他のお手続きがご利用いただけません。
 - ・ 故障機のご返送が確認できない場合、故障機に対し、端末ロック等により、利用制限を行うことがあります。利用制限に関連し、本会員または第三者に損害が発生したとしても、当社は責任を負いません。
 - ・ 交換機のお届け先は、ご登録の契約住所または請求先住所のいずれかとなります。契約住所・請求先住所以外への配送をご希望の場合は当社指定のサービス取引所またはカスタマーセンターへお問い合わせください。

⑨紛失ケータイ搜索サービス（内容：提供対象無線装置を紛失した際などに、そのおおよその位置を地図や電話でお調べ）

本会は通信契約されているお客様のみご利用いただけるサービスです。

本会への入会のお申込みの際には、別途定める「紛失ケータイ搜索サービスご利用規約」への同意を行ったうえで、お申込みください。本会への申込みがあった場合、当社は、「紛失ケータイ搜索サービスご利用規約」への同意があったものとします。ご利用方法などの詳細は、「紛失ケータイ搜索サービスご利用規約」をご確認ください。

附則

（実施期日）

令和 5 年 2 月 1 日制定